

令和元年度

# 学校いじめ防止基本方針



大阪府立たまがわ高等支援学校

東大阪市稻葉2丁目3-25

電話 072 (961) 4730

FAX 072 (961) 4788

# もくじ

第1章 いじめ防止等に対する本校の方針…………… 2

- 1 基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめ防止のための組織
- 4 年間計画
- 5 取組状況の把握と検証（P D C A サイクルを通した検証）

第2章 いじめ防止…………… 4

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめ防止のための措置

第3章 早期発見…………… 7

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめの早期発見のための措置

第4章 いじめに対する考え方…………… 8

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応
- 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援
- 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
- 5 いじめが起きた集団への働きかけ
- 6 ネット上のいじめへの対応

第5章 その他…………… 11

別添「5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート」…14

## 学校いじめ防止基本方針

大阪府立たまがわ高等支援学校

令和元年6月

### 第1章 いじめ防止等に対する本校の方針

#### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の健全なる人格の成熟を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「心豊かな人間の育成を図り、就労を通じた潤いのある社会的自立をめざす生徒を育成する」ことを教育目標とし、そのために道徳教育・人権教育に重点をおいた教育活動に取り組む。いじめは全ての生徒に関係する問題であり、重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

#### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

#### 3 いじめ防止のための組織

- (1) 名称 「いじめ対策委員会」

## (2) 構成員

校長、教頭、首席、分掌長（生徒指導主事、保健主事、教務主任含む）、学年主任、養護教諭、人権教育推進委員長、その他必要と認められる教職員（学年指導係チーフ、担任等）

※いじめ事象発生時に対応するメンバーは、生徒指導主事が適宜判断する。（8ページ参照）

## (3) 役割

### ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

### イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

### ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

4 年間計画 本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

たまがわ高等支援学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	前期始業式・対面式 学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 個人カードによって把握された生徒状況の集約 生活自立指導週間 (家庭内の実態把握)	前期始業式・対面式 学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 人権教育（新しいスター トに向けて）  第三者懇談週間 (家庭内の実態把握)	前期始業式・対面式 学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 人権教育（共生社会とコ ミュニケーション）  第三者懇談週間 (家庭内の実態把握)	第1回 いじめ対策委 員会（年間計画の確認、 いじめへの学校対応方 針の共有）  第1回学校協議会
5月	生徒総会	生徒総会	生徒総会 パックツアー（校外学習 での実態把握） 人権教育（ルールと信頼 関係について）	「学校いじめ防止基本 方針」のHP更新
6月	宿泊学習（生徒の実態把握） 職場見学(社会性の育成) 人権教育（いじめについて）	職場実習(社会性の育成)	職場実習(社会性の育成)	
7月	第三者懇談週間 (家庭内の実態把握) 人権教育（携帯電話の使 い方） 生徒集会 アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」	第三者懇談週間 (家庭内の実態把握) 人権教育（共生意識と対 人コミュニケーション） 生徒集会 アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」	第三者懇談週間 (家庭内の実態把握) 人権HR（人間関係につ いて考える） 生徒集会 アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」	アンケート集計と検証

8月 9月	生徒集会	生徒集会	生徒集会	第2回委員会（全体ケース会議にて状況報告と進捗確認）
10月	パックツアー（校外学習での実態把握） 生徒会選挙・前期終業式 後期始業式 たまフェス体育の部	パックツアー（校外学習での実態把握） 生徒会選挙・前期終業式 後期始業式 たまフェス体育の部	職場実習（社会性の育成） 人権教育（個々の意見を尊重することについて） 生徒会選挙・前期終業式 後期始業式 たまフェス体育の部	上半期のいじめ状況調査
11月	たまフェス文化の部 職場実習（社会性の育成）	たまフェス文化の部 職場実習（社会性の育成）	たまフェス文化の部 人権教育（社会の人権問題について）	
12月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施  三者懇談週間 (家庭内の実態把握) 生徒集会 人権教育(違いを認める) 生徒集会	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施  三者懇談週間 (家庭内の実態把握) 生徒集会 人権教育(違いを認め合うⅡ) 生徒集会	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施  三者懇談週間 (家庭内の実態把握) 生徒集会 人権教育（自己肯定感について） 生徒集会	アンケート集計と検証 教職員間による公開授業週間（わかる授業づくりの推進） 第2回学校協議会
1月	パックツアー（校外学習での実態把握） 百人一首大会	百人一首大会	パックツアー（校外学習での実態把握） 百人一首大会	
2月	生徒総会 三者懇談週間 (家庭内の実態把握)	修学旅行（コミュニケーション能力の育成） 生徒総会 三者懇談週間 (家庭内の実態把握)	生徒総会 三者懇談週間 (家庭内の実態把握)	第3回委員会（年間の取組みの検証） 第3回学校協議会
3月	卒業式 修了式	卒業式 修了式	卒業式	

※上記に加えて、全学年で年間2回のいじめ防止セルフチェックシートを実施する。

## 5 取組状況の把握と検証（P D C Aサイクルを通した検証）

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を、年度始めと夏休み明けと年度終わりの年3回、開催し、いじめ防止の取組みの進捗状況、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

## 第2章 いじめ防止

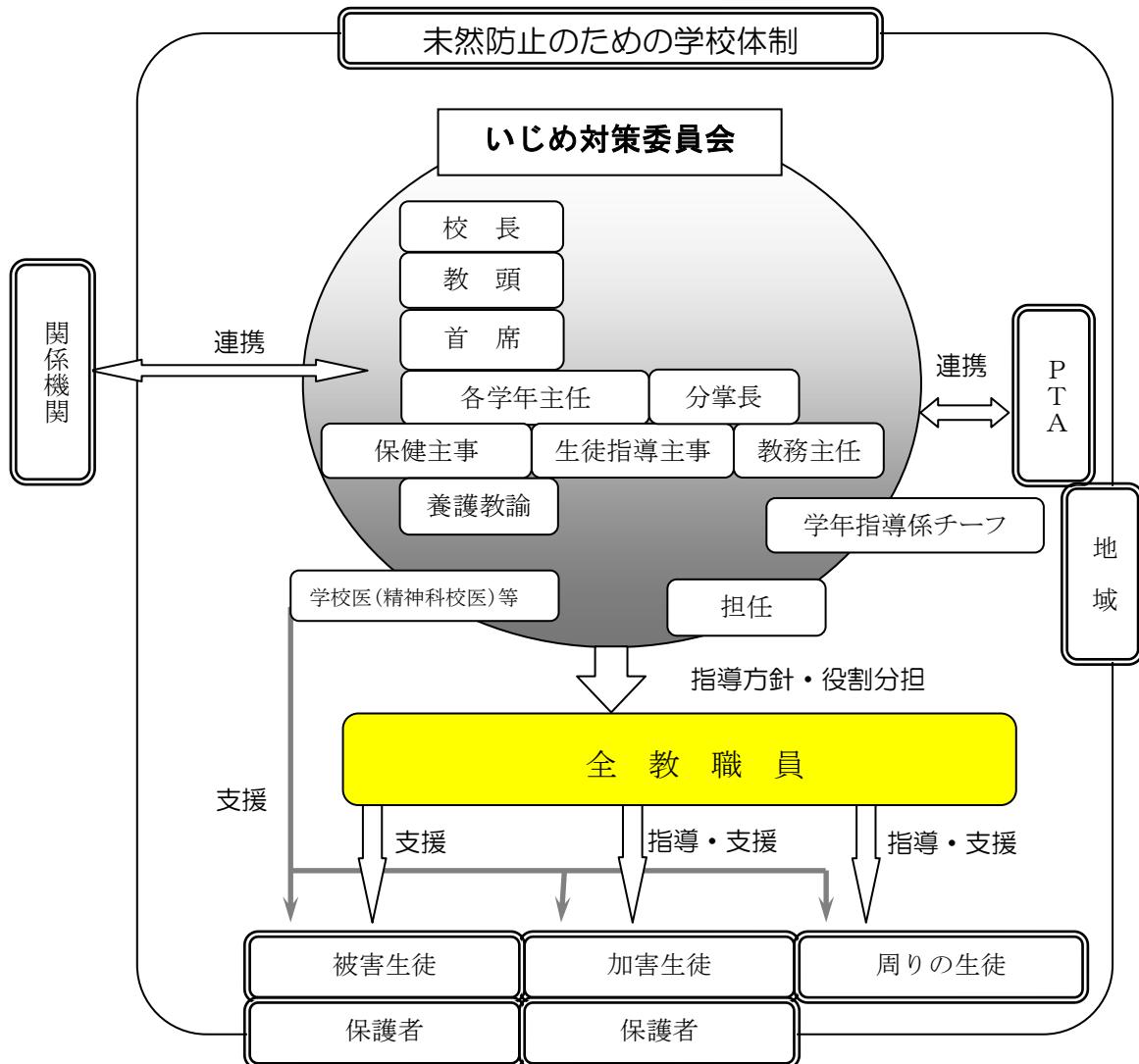
### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、自立

活動、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

### (いじめ未然防止体制)(いじめ対応プログラムⅠ 67頁より参考)



## 2 いじめ防止のための措置

(1) 日ごろからいじめについての共通理解を図るため、いじめ対策委員会を設置し、いじめは絶対に許さないという共通理解と、いじめの防止に努める。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養い、生徒が他者と円滑にコミュニケーションを図る力を育成する。

そのために、日ごろから教員が集団における生徒の様子を見るようにし、特にクラス担任を中心にクラスでの集団生活を通して他者とのコミュニケーションの機会を多く持てるように、LHR等の時間を利用して取り組む。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、日々生徒が話しやすい環境作り（校内巡回指導等の実施）に努める。

分かりやすい授業づくりを進めるために公開授業週間を設定する。

また、生徒一人ひとりが生き生きと活動できる集団づくりを進め、個々の生徒に配慮した授業形態を取り、一人ひとりが役割を持った集団作りに努める。

(4) ストレスに適切に対処できる力を育むために、相談室を設け、不安や悩み等を相談し、対処方法を考え行動できるように支援する。

(5) いじめを見逃したり助長したりするような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方を互いに注意し合える関係を作り、教員同士のコミュニケーション力の育成を図る。

また、労働安全衛生委員会を設置し、教員の言動や行動に対して適切かどうか把握し、管理職に報告する。

(6) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、個別の教育支援計画を立てることで、生徒一人ひとりに合った目標の設定をし、達成感や充実感を育む。

(7) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、LHRの時間を用いて道徳教育・人権教育を実施する。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めるなどを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていくとする熱い行動力が求められている。

#### 2 いじめの早期発見のための措置

##### (1) 教職員間の連携

・入学直後に、アンケート等の取り組みで実態把握を行う。その後は、「安全で安心な学校生活を過ごすために」のアンケートを年2回実施し、教員間で生徒の状況を共有する。

- ・年3回の検討会議により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- ・日常の観察として、毎日の健康観察や保健室の来室について記録し、気になる生徒や来室回数が多い生徒に対しては個別に話を聞くようとする。
- ・欠席や遅刻、授業での様子など生徒の変化に気がつくことができるよう日にちから生徒の状況を把握することに努める。

(2) 生徒との連携

- ・日ごろから生徒と信頼関係を築き、報告、連絡、相談を受けることができるようになる。

(3) 保護者・地域・外部機関との連携

- ・保護者と連携して生徒を見守るため、毎日の連絡ノートを通じて、日々の生徒の様子を相互に把握する。
- ・定期的な教育相談として、学校医(精神科校医)等や臨床心理士、にいつでも協力を求めるができるようにする。
- ・教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、本人・保護者の了解なしに外部に出さない。
- ・生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、学校医(精神科校医)等に協力を求め、学校協議会にて報告し、意見を求める。
- ・年度当初の研修や集会、HPにより、相談体制を広く周知する。
- ・地域住民に生徒の様子で気になることがあれば連絡をしてもらえるように依頼する。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、

早い段階から積極的に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

#### 【いじめが疑われる際の情報共有・対応の流れ】

- ①現場や情報を確認した教員が関係生徒の担任へ報告
- ②担任から生活支援部学年チーフと学年主任へ報告
- ③生活支援部学年チーフは生徒指導主事に報告
- ④生徒指導主事は首席・管理職に報告し、対応を協議
- ⑤生徒指導主事の判断でいじめ対策委員会を開き、委員会で共有と協議をする  
※この際、召集するメンバーは状況に応じて生徒指導主事が判断する

(2) 教職員は一人で抱え込みず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害生徒の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けることができる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、学校医(精神科校医)等の協力を得て対応を行う。

### 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて学校医(精神科校医)等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てるなどを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワーメントを図る。その際、学校医(精神科校医)等とも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重とともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

## 7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間:少なくとも3ヶ月を目安)

### (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行います。

## 8 不登校重大事態への対応

- (1) いじめによる欠席が相当の期間続いていると疑われる事態へは、「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月文部科学省)に基づき、府教育庁と連携して早期から対応に当たる。

## 第5章 その他

未然防止の観点から、「人権教育推進委員会」を別途設置する。

- (1) 名称 「人権教育推進委員会」
- (2) 構成員

教頭、首席、生徒指導主事、保健主事、各学年担当 1 名、各分掌担当 1 名

(3) 役割

- ア いじめの未然防止
- イ 教職員の資質向上のための校内研修
- ウ 年間計画の企画と実施
- エ 年間計画進捗のチェック
- オ 各取組の有効性の検証

(4) 年間計画

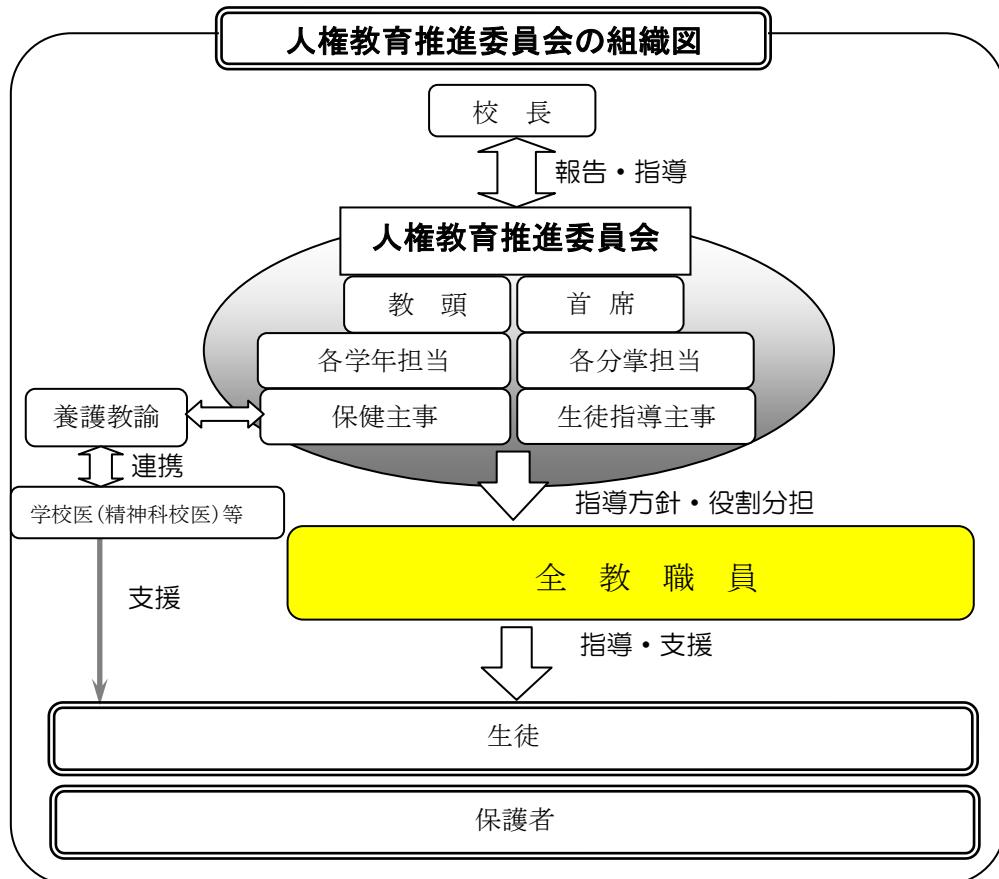
本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

1学年 実施月・実施内容	2学年 実施月・実施内容	3学年 実施月・実施内容
<p>&lt;6月&gt;</p> <p>「いじめについて」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめは絶対に許されないこと、ささいなことがいじめにつながることを学ぶ。</li></ul> <p>&lt;7月&gt;</p> <p>「携帯電話の使用方法について」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・携帯電話のマナーを理解するとともに、相手の気持ちを考える。</li></ul>	<p>&lt;4月&gt;</p> <p>「新しいスタートに向けて」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・人とのつながりを大切にする気持ちを育む。</li><li>・考え方や文化の違いを認める力を育み、新しい関わりを作っていくための態度を育む。</li></ul> <p>&lt;7月&gt;</p> <p>「共生意識と対人コミュニケーション」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校生活における身近なケースを通じて相手の気持ちを考えた適切なコミュニケーションの方法を学ぶ。</li></ul>	<p>&lt;前期&gt;</p> <p>「共生社会とコミュニケーション」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・状況に合わせたコミュニケーションのタイプを知る。</li><li>・人間関係を築くきっかけとなるコミュニケーションの練習をする。</li><li>・共生社会についての価値観を学ぶ。</li></ul> <p>「ルールと信頼関係について」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ルールの意味を知り、その必要性を学ぶ。</li><li>・人との信頼関係について知り、ルールとの関係性を学ぶ。</li><li>・様々な場にあるルールに触れ、ルールが時と場所によって変わることを学ぶ。</li></ul> <p>「個々の意見を尊重することについて」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・人それぞれに意見があることを振り返る。</li><li>・自分の意見を押し通すだけでは円滑に物事が進まないことを知る。</li><li>・話し合って答えを出す方法を学ぶ。</li></ul>
<p>&lt;1月&gt;</p> <p>「違いを認める」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ちがいを認める</li></ul> <p>自分の意見を他人に伝えるとともに、自分と異なる意見を聞く。他人と自分で感じ方や考え方の違いがあることを知る。</p>	<p>&lt;1月&gt;</p> <p>「違いを認め合うⅡ」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・適切な人間関係を築く上で、お互いを認め合うことの大切さを知る。</li><li>・集団でのディベートを行い、自分の意見を伝える態度と人の意見を素直に聞く態度を身につける。</li></ul>	<p>&lt;後期&gt;</p> <p>「社会の中の人権問題について」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・世の中の様々な人権問題から道徳的価値観を学ぶ。</li></ul> <p>「自己肯定感について」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自己の特徴を多面的に捉え、自己を肯定的に受け止める必要性を学ぶ。</li></ul>

※上記に加えて、全学年で年間2回のいじめ防止セルフチェックシートを実施する。

(5) 取組状況の把握と検証（P D C A サイクルを通した検証）

人権教育推進委員会を、各学期の始めと終わりの年4回、開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどを行う



## 5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

大阪市教育委員会資料に基づき、大阪府教育委員会(現教育庁)が作成

### ね ら い

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

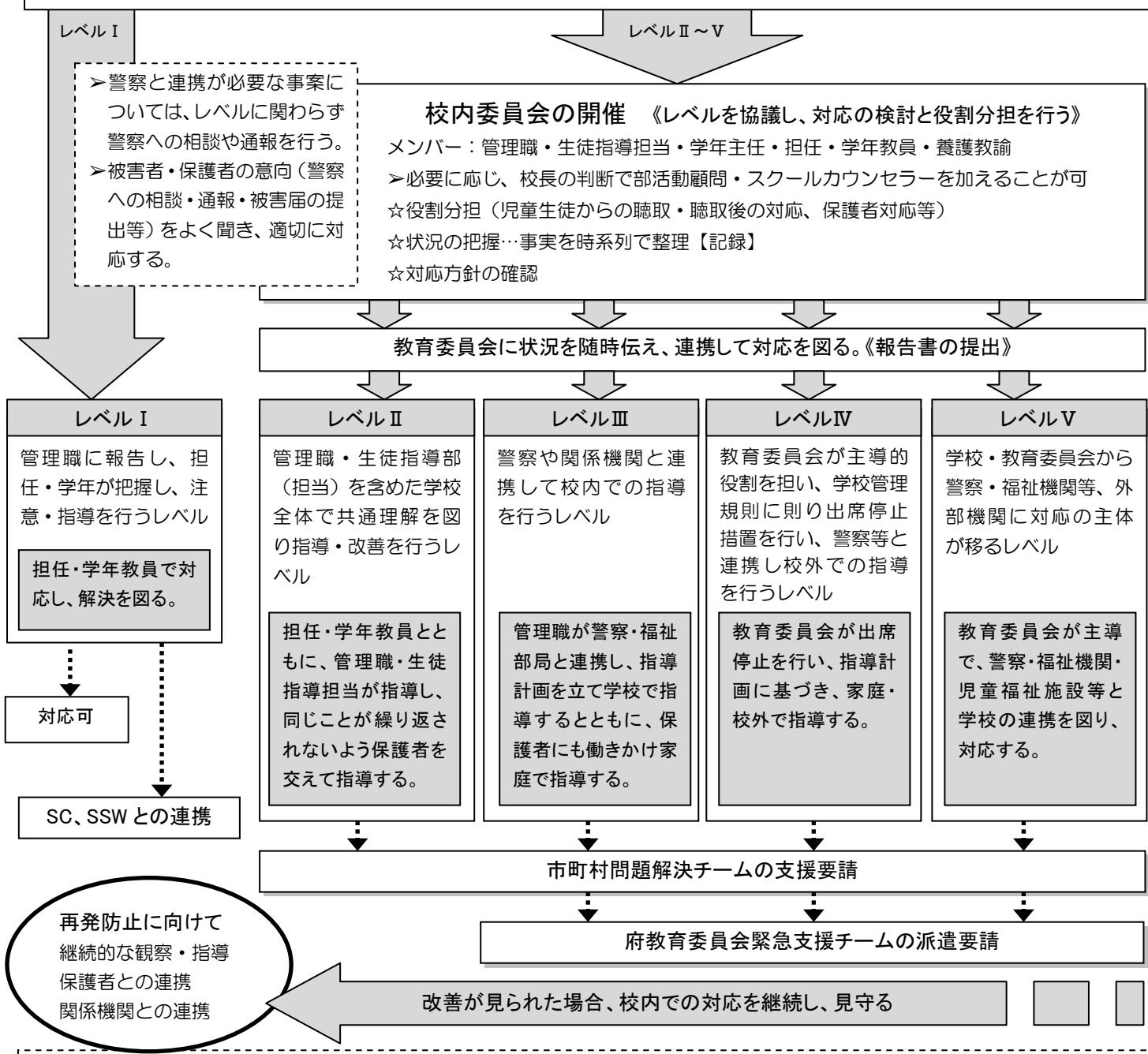
①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。

②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。

③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。

④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



### 留 意 事 項

➤対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。

➤レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。

➤いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。

➤児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

## 5つのレベルの例示

### レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動（荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等）  
◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等  
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないよう注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



- ・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

### レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害  
◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ  
※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する  
※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合  
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかつた。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



- ・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

### レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 暴言・誹謗中傷行為（「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの） □脅迫・強要行為（態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの）  
□暴力（蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの）  
◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等  
※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合  
※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



- ・管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながら指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

## レベルIV

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルVに至らないもの）

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルIVとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルVの対応を行うこととする。

【事例IV-①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例IV-②】これまで問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会が出席停止を命じ、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。

・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

## レベルV

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルVとして対処するのが適切と判断される場合

【事例V】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3ヵ月の重傷を負わせた。



・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。

## 問題行動への対応例

各段階で示した対応とともに、加害児童生徒に自分のおかした行為の重大性を認識させ、改善に結びつけていくために、下記の例を参考に、事案に応じて組み合わせるなどして対応を進める。

### ■対応の例示

#### A. 加害児童生徒への説諭

- ◇担任・学年教員・養護教諭・部活動顧問等による説諭
- ◇生徒指導主事(生活指導担当)・管理職による説諭

#### B. 学級会での話し合い

- ◇学級全体の問題としてとらえ、各自が自分の行動を振り返るとともに、学級の連帯感や人間関係が確立できるような実践目標、具体的な行動・取組等を話し合う。また、話し合いを通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ◇いじめをテーマとして取り上げ、未然防止や解決の手立て等について話し合う。

#### C. 加害・被害の児童生徒による話し合い

- ◇状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合いを行う。

#### D. 教職員、管理職による講話

- ◇学級会・学年集会・全校集会等での講話。

#### E. ゲストティーチャーによる講話

- ◇保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話。

#### F. 清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加

- ◇加害の児童生徒が自主的に取り組むことができるような活動への参加。
- ◇達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し(活動と連携し)、学級・学年や学校全体で取り組む。

#### G. 児童会・生徒会の活動

- ◇学校全体の問題としていじめの未然防止や解決に取り組むことができるよう、児童会・生徒会活動として取り組む(○○宣言、△△アピールなど)。

#### H. 読書・映画等の教材活用、感想文

- ◇加害児童生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるような本や映画を加害児童生徒に紹介し、感想をまとめたり話し合ったりする。

## I. 家庭での話し合い

◇保護者の協力を得て、加害児童生徒が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理する。

## J. 作文、反省文、プレゼン等による加害児童生徒の意思表明

◇家庭で話し合った結果を文章にまとめるなどして、今後の決意を表明する。

## K. 保護者への説諭（管理職・警察OB等）

◇加害児童生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める。

## L. 「非行防止教室」の活用・連携した取組

◇いじめの未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催。

## M. 少年サポートセンターとの連携

◇少年相談、立ち直り支援活動等の活用。

## N. 警察、福祉機関への相談・通報

◇相談・通報をもとに、外部機関・施設等と連携した対応を進める。

## O. スクールカウンセラーとの連携

◇中学校に配置(小学校に派遣)しているスクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを通して児童生徒および保護者への対応を行う。

## P. 市町村問題解決チームの支援要請・・事案に応じて専門家の助言・支援を要請する。

### 短期、中・長期の指導計画

～事案に応じて以下の内容を柱にした計画を立て、取り組む。～

- ◇規範意識・社会性等の育成
- ◇学習支援
- ◇情緒の安定
- ◇福祉機関と連携した家庭への支援
- ◇警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援

## Q. レベルⅢ～Ⅴで市町村問題解決チームだけで対応が困難な場合は、速やかに府教育委員会に緊急支援チームの派遣要請

## 府教育委員会のサポート体制（日常・緊急）

### 1) 学校への直接的なサポート

#### ○スクールカウンセラー（S C）

スクールカウンセラーは、心理検査や心理療法によって、本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家である。子どもや保護者の心理的な葛藤をときほぐすために、カウンセリングにより問題解決を図る。

※週1回全公立中学校に配置。校区の小学校も活用が可能。

### 2) 市町村教育委員会へのサポート

#### ○スクールソーシャルワーカー（S SW）

スクールソーシャルワーカーは、子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家である。子どもが置かれた背景や状況に焦点をあて、福祉関係機関等と連携・調整を進めながら、子どもを取り巻く環境の改善を図る。また、家庭や福祉関係機関とのネットワークを活用し、教職員と協働体制をとって課題の解決にあたる。

※年度当初に担当S SW及び年間派遣回数を決め、中核市を除く全市町村教育委員会へ派遣。状況に応じ年度途中の派遣回数の増加も可能。

#### ○スクールロイヤー（S L）

スクールロイヤーは、いじめや暴力行為等の事案への早期対応、早期解決を図るため、関係機関と連携した支援や再発防止等について、司法の観点を踏まえた対応について、市町村教育委員会及び学校への助言を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じ、担当スクールロイヤー（弁護士）を定め必要に応じて派遣等を行う。

#### ○学校体制支援リーダー

学校体制支援リーダー（校長O B）は、生徒指導が困難な状況にある公立小・中学校において、問題行動の状況や生徒指導体制の現状を把握するとともに、市町村教育委員会指導主事及び管理職等と相談しながら今後の取組のプランを作成し、専門家の活用や地元警察署や少年サポートセンターとの連携の助言・調整を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じ、当該小・中学校に集中的に派遣。必要に応じて、緊急支援チームのスタッフともなる。

### 3) 緊急時の市町村教育委員会・学校へのサポート

#### ○緊急支援チーム

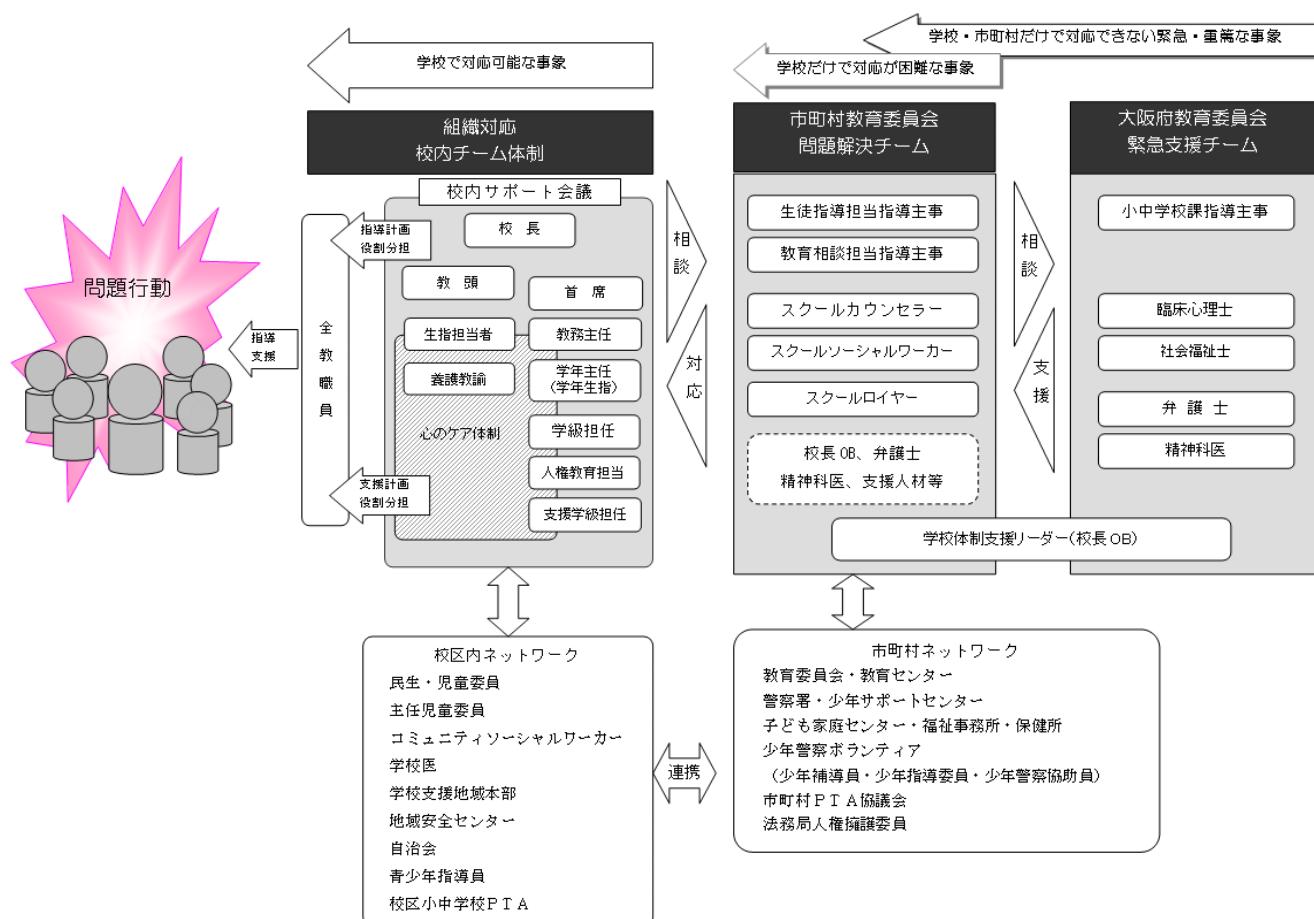
緊急支援チームは、いじめや不登校、児童虐待や暴力行為等、学校・市町村教育委員会だけでは解決が困難な事案や児童生徒の命にかかる緊急かつ重篤な事案に対し、心のケアや二次被害の防止、指導体制の再構築による生徒指導上の課題の克服等について、市町村教育委員会・関係機関と連携し専門的な立場を生かした支援を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じて、府教育委員会指導主事・臨床心理士・社会福祉士・弁護士・精神科医等から必要な分野の専門家を緊急支援チームとして編成し、市町村教育委員会及び学校に緊急派遣する。

#### 〈構成メンバーと役割〉

- 府教委指導主事…学校や市町村教育委員会の対応全般に関わる支援や助言を行う。
- 臨床心理士…児童生徒の心理面や悩みに関する相談、環境整備等の支援を行う。
- 社会福祉士…福祉関係機関との連携や児童生徒及び家庭への支援を行う。
- 弁護士…法的な観点から児童生徒及び保護者への対応に関する助言を行う。
- 精神科医…児童生徒に医療的な支援・対応や介入等が必要な場合の相談・助言を行う。

#### 〈緊急支援チーム派遣のイメージ〉



## 参考：市町村問題解決チームの活動状況

### □設置状況

いじめ・少年非行・不登校等、多様化・複雑化・広域化する生徒指導上の課題に対して、学校や子ども・保護者を支援するための指導主事・専門家・支援人材等からなるチーム支援の必要性に対する認識が高まっており、府内全市町村で独自の問題解決チームが設置されている。

### □活動形態

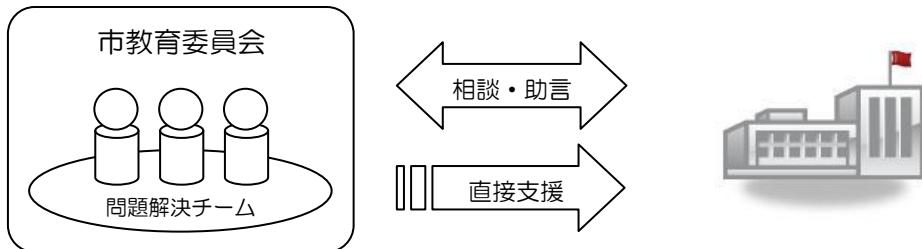
活動形態は、「常時設置型」と「臨時編制型」に大別される。

「常時設置型」は、複数の専門家が定例会議でケース検討を行う場合が多く、学校だけでは対応が困難なケースについて、それぞれの専門性をいかした助言を行う。そのアセスメントやプランニングに基づき、市町村教育委員会が、市町村ネットワークをいかし、学校と関係機関が連携して対応する。この形態は、中核市やそれに準じる規模の市に多く見られ、基本的に市単独費用で運営している。

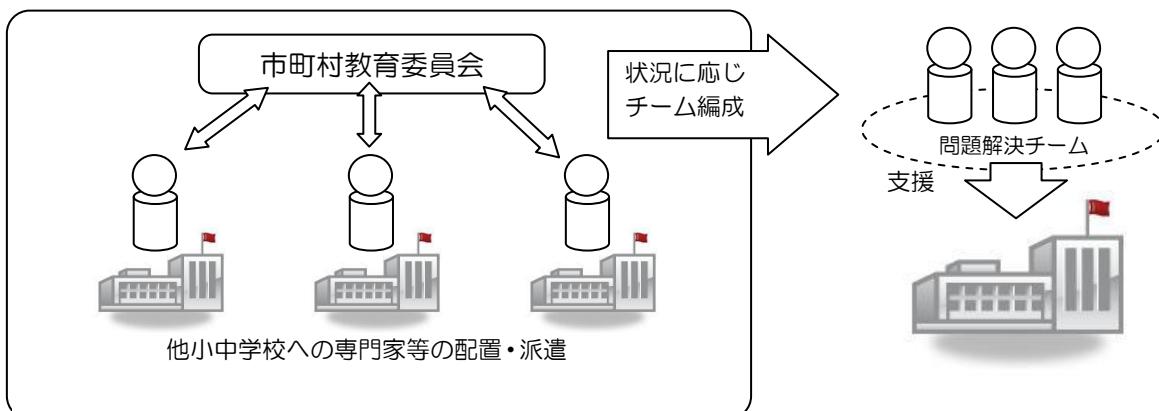
「臨時編制型」は、日常は担当校や施設（教育支援センター等）を中心に活動し、必要に応じて、市町村教育委員会が招集し、臨時にチーム構成員として特定学校を直接支援する。この形態は、中小規模市町村に多く見られ、府教育委員会が各中学校に配置しているスクールカウンセラーや、全市町村教育委員会に派遣しているスクールソーシャルワーカー等もチーム構成員として連携する場合も多い。

活動形態	市町村数
常時設置型	20
臨時編制型	21
計	41

#### 常時設置型



#### 臨時編制型



## □支援内容

支援対象は、児童生徒やその保護者等個別支援を主とした対応と、暴力行為等が頻発する学校の生徒指導体制の再構築を目指す支援に大別されるが、実際は、チーム構成員が役割分担し両面への支援を行う場合も多い。

以下に、いくつかの市町村教育委員会における支援内容を紹介する。

### 常時設置型

A市	困難事案解決のため、関係課・専門家によるケース会議を通じ、学校への助言や指導を行う。
B市	教育・医療に関する支援会議で、専門的見地から学校の対応を検討する。
C市	複数専門家によるサポート会議を年3回実施、学校だけで解決困難な事案への対応を協議する。

### 臨時編制型

D町	校長の要請で一定期間学校訪問し現状把握、管理職と協議し専門家や支援人材を派遣する。
E市	各校に対し、必要に応じて、専門家、教員OB、学生ボランティア等を単数または複数で派遣する。
F市	ケース会議により児童生徒や保護者への直接支援（家庭訪問、授業支援、登下校の付添い等）を行う。

## □構成員

主な構成員には、府教育委員会の配置・派遣しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加え、生徒指導担当指導主事・教育相談担当指導主事、臨床心理士等教育相談関係者、市町村スクールソーシャルワーカー、校長OB、顧問弁護士、精神科医、支援人材（学生ボランティアや地域人材）等があげられる。